

小浜市早婚夫婦支援事業支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、早婚夫婦の新生活の経済的不安を軽減することで、少子化対策の推進に資することを目的として、早婚夫婦世帯に対し、予算の範囲内において小浜市早婚夫婦支援事業支援金を交付することに関し、小浜市補助金等交付規則(昭和56年小浜市規則第22号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、早婚夫婦とは、前年度1月1日から当該年度3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯のうち、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ夫婦の両方またはいずれかの年齢が29歳以下の夫婦をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれも該当する者(以下「交付対象者」という。)とする。

- (1) 早婚夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金(公的団体または民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、世帯の合計所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除するものとする。
- (2) 夫婦共に市税を滞納していないこと。
- (3) 申請時において、夫婦双方または一方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっていること。
- (4) 夫婦の一方または双方が、過去に本支援金(本事業と同様の趣旨による支援を含む。)の交付を受けていないこと(他の自治体での交付を含む。)
- (5) 夫婦共に小浜市暴力団排除条例(平成23年小浜市条例第17号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(支援金の額)

第5条 交付対象者に対する支援金の額は、1世帯当たり30万円(夫婦の両方またはいずれかの年齢が25歳以下の世帯にあつては40万円)とする。ただし、分割して申請があつた場合は、事業期間内の交付額の合計額とする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小浜市早婚夫婦支援事業支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
- (2) 住民票(世帯全員の記載があるもの)
- (3) 申請者および配偶者の申請年度の所得証明書

(4) 申請者および配偶者または一方が貸与型奨学金の貸与を受けている場合は、前号の所得証明書を基に算出した当該所得に係る年に返済した額が確認できる書類またはその写し

(5) 申請者および配偶者の納税証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定したときは、小浜市早婚夫婦支援事業支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 交付決定者は、交付の決定日の属する年度の3月31日までに、小浜市早婚夫婦支援事業支援金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(調査等)

第10条 市長は、支援金の交付に関して必要があると認めたときは、調査を行い、または交付決定者に報告もしくは書類の提出を求めることができる。

2 交付決定者は、市長から前項の報告または書類の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(交付決定等の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付または支給の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に規定する交付要件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により交付または支給の決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、不正の事実があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付または支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金が交付または支給されているときは、期限を定めて、その全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は、第1項の規定による交付決定の取消しおよび前項の規定による支援金の返還命令を決定したときは、交付決定者に対し、支援金交付決定取消通知書および返還命令書（様式第4号）により通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。